

JJAあいら組合員募集



「地域に個性ある農業や文化を開花させ、未来に向けて大きく成長する」を基本理念として、地域に貢献し地域とともに歩くため協同活動を展開しています。



JAとは？

(Japan Agricultural Cooperatives の略)

JA（農業協同組合）は、農業者と地域の人たちが出資して組合員となり、運営・利用する組織です。

人々が連帯して助け合う「相互扶助」の精神のもと、地域の農業や生活を守り、よりよい社会を築くことを目的としています。



メリット



①各種事業において組合員特典をご用意

・信用事業キャンペーン時の貯金金利上乗せ等

(キャンペーン要領により金利上乗せの無い場合もあります。)

・融資における軽減措置等

・人間ドック (JA指定の施設に限る) の受診料の一部を助成します。

・JA葬祭やすらぎの斎場ご利用時に祭壇料の割引 (5%) をします。

(割引率は変更になる場合もあります。)

②JADDO(じゃっど!)カードのポイントが割り増しされます

※JADDOカードとは…JAグループ鹿児島の施設・店舗で使えるおでで便利なポイントカードです。

※但し、一部加算されない事業があります。詳しくはJAあいらホームページ (<http://www.ja-aira.or.jp/>) またはお近くのJA窓口でご確認ください。

③出資配当金

1個人当たり10,000口 (1,000万円) まで出資できます。

過去の出資配当実績は下表をご覧ください。

出資配当率実績

配当実施年	配 当 率
H26	1.00%
H25	1.00%
H24	1.00%

※事業実績により配当が無い年度もございます。



事業内容

霧島市、姶良市、湧水町において以下の様な事業を行っています。

指導事業…農家の営農指導・生活指導等

信用事業…貯金・融資・為替等の取扱い

共済事業…生命共済・建物共済・自動車共済・自賠責共済等保険商品の取扱い

購買事業…肥料・飼料・農業資材・農業機械・家電製品・商品券等の取扱い

農産販売事業…野菜・果実・米などの集出荷等の取扱い

畜産販売事業…子牛・成牛などの競り等の取扱い

あいら共同株式会社…JAあいらの子会社であるあいら共同(株)ではガス事業、SS事業、旅行事業、Aマート事業、葬祭事業等、生活に係るものについての事業を総合的に行ってています。



地域貢献活動

組合員よりの出資金、事業利益の一部を利用し、JAあいら女性部を中心とした「生活文化活動」や、ちゃぐりんスクール、管内小学校などへの出前授業を通じて食と農の素晴らしさを知っていただく「食農教育活動」、店舗周辺での「地域清掃活動」、「交通安全教室」の開催など、地域に貢献し地域とともに歩く協同組合の特色をいかした様々な活動を行っています。

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽に！

加治木統括支店 ☎63-1133

姶良統括支店 ☎65-3131

蒲生統括支店 ☎52-1135

溝辺統括支店 ☎59-2211

横川統括支店 ☎72-0311

栗野統括支店 ☎74-3151

吉松統括支店 ☎75-2121

牧園統括支店 ☎76-1121

隼人統括支店 ☎42-1121

霧島統括支店 ☎57-1211

国分統括支店 ☎45-1033

福山統括支店 ☎56-2201

届ける安心 広がる笑顔 生まれる信頼 JAあいら



組合員Q&A

Q 組合員資格とは(農業をしていなくても組合員になれるの?)

JAの組合員資格には**正組合員**と**准組合員**とがあります。

正組合員…管内において10アール以上の土地を耕作している、或いは1年のうち90日以上農業に従事されている個人。もしくは管内で農業経営を行う法人です。

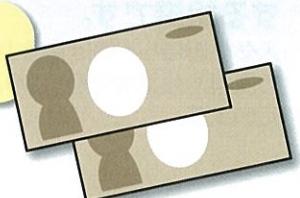
准組合員…管内に住所を有する個人でありJAの事業を利用する事が適当であると認められる方等です。

※勤務地が管内にある場合等においては准組合員加入できる場合がございます。その他、組合員資格の詳細につきましてはお近くのJA窓口までお問い合わせください。

Q 出資金を増やしたい

A いつでも、増資できます。

ただし、増資後の総額で10,000口（1,000万円）が限度となります。



Q 出資を減らしたい(一部払出)

A 原則として一部払出はできません。

ただし、よほどの理由がある場合、理事会等の決議を経て、次期総代会(例年5月末)の終了後に払い出しする事ができます。



Q 脱退したい

A いつでも、脱退できます。

ただし、年度末60日前（2月末が年度末となります）までの予告が必要ですので、**12月末まで手続きいただき、脱退出資金の支払いは、次期総代会（例年5月末）の終了後**となります。



Q 出資を譲りたい

A いつでも、手続きできます。

ただし、譲る相手は組合員になれる方となりますので、お近くのJA窓口にご相談の上手続きをお願いいたします。



Q 住所や名前が変わった

組合員の皆様の住所・氏名等に変更または組合員資格（離農等）に変更があった場合は、変更手続きが必要となりますので、お近くのJA窓口にご相談の上手続きをお願いいたします。

なお、組合員の方がお亡くなりになった場合は、相続手続きとなります。



Q 情報誌を見たい

A 配達希望の方はお申し出ください。

なお、JAあいらホームページ(<http://www.ja-aira.or.jp/>)でもご覧いただけます。

